

2017年2月28日

石川県中小企業団体中央会
会長 山出 保 様



要 請 書

謹啓 春寒の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、県内における産業・企業の育成と支援、経済の中心を担うご活躍に敬意を表します。そして、日頃より連合石川の諸活動に対して格別のご理解とご協力をいただいていることに厚く御礼申し上げます。

日本経済は、政府が12月8日発表した2016年7-9月期の四半期別GDP(2次速報値)速報によれば実質GDP成長率が前期比0.3%増、年率換算で1.3%増となり、1次速報値より下方修正され、内需は依然として停滞しているとされています。

また、日銀発表の12月短観によれば輸出関連企業の改善が寄与して、大企業・製造業のDI指数はプラス10で、6四半期ぶりに改善しましたが、消費関連の業況DI指数は「小売り」「対人サービス」いずれも悪化するなど国内消費は弱いことを示しています。

北陸経済は、日銀金沢支店発表では全国業況よりもDI指数は良く、また石川県はさらに良いDI指数となっており、1月金融経済月報でも「北陸の景気は回復を続けている」とされています。そして「個人消費も持ち直している」となっていますが、経済の活性化のためには個人消費の拡大は不可欠です。

また、中小零細企業を中心とした人手不足が今日の大きな課題となっています。少子高齢社会が続く中、労働力減少は長期的な問題であり、その対策は企業にとっても労使にとっても重要なものとなってきます。

その様な状況下で迎える2017春季生活闘争について、私たち連合は、すべての働く者の賃金の「底上げ・底支え」「格差是正」の実現を通じて「経済の自律的成長」「社会の持続性」をはかることとし、そのことが「人への投資」「人材の確保・育成」に繋がるものと確信しています。

連合石川は、その2017春季生活闘争にむけて、その取り組みが社会的にも認知されるべく各位に働きかけを行っていく所存です。

つきましては、その一環として以下のとおり具体的な項目について要請させていただきますので、貴組織ならびに会員企業のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 賃上げについて、月例賃金を中心とした賃金引上げを行うこととし、その上げ幅については、連合石川が示す要求基準「10,500円」（定昇または定昇相当分込み）を尊重したものとすること。
2. 公正取引委員会・中小企業庁が下請けを含めた中小企業の取引条件改善に向けた基準や通達の改正を行った（2016年12月14日）ことを考慮し、また中小・零細企業の経営ならびにそこで働く労働者等の社会的労働条件の確保と大手企業との労働条件に対しての格差是正も考慮にいれ、公正な取引慣行や仕入れ価格の上昇などを踏まえた価格転嫁等を総合的に取り組むこと。また、それらの対応を大企業・発注企業に対する指導を徹底すること。
3. ワーク・ライフ・バランス社会の実現、ブラック企業やブラックバイトと言われる悪質な企業の改善、それらに関する若者の雇用の適正な対応、過労死や自殺の大きな要因となる長時間労働といった労働時間に関する改善に努めること。
4. 政府が掲げる「同一労働同一賃金」も視野に入れ、パート労働者や派遣労働者などいわゆる「非正規労働者」の待遇改善にむけて取り組むこと。特に以下の3点について強化をはかること。
 - (1) パート労働者の時間給については、「37円以上」を目安として引き上げをはかること。
 - (2) 2013年4月1日施行の改正労働契約法18条により無期転換ルールが始まっている。2018年4月1日からその対象者となる有期労働契約が5年を超える有期契約労働者については、その労働者の申込により無期労働契約への転換が義務となる。よって、有期契約労働者の円滑な無期転換への切り替えが行われるよう対応すること。また、その無期転換への切り替えを阻止する為のような雇止めを行わない様、対応すること。

(3) 正規労働者と非正規労働者について、賃上げをはじめ一時金の支給、福利厚生全般や安全管理・教育、有給休暇の消化について差別行為が無いよう対応すること。

5. 安全こそ最優先の考え方のもとに労働安全衛生法の改正に対応し、労使一丸となって取り組みを強化すること。

また労使一丸となって取り組む象徴的なモデルとして貴組織と連合石川と労働局による安全パトロールも引き続き実施すること。

6. 地域別最低賃金については、政労使合意である「全国最低時給800円」の石川県内での実現、また社会的な声にもなりつつある「時給1,000円」に早期に達するために、大きな引き上げ額に理解し審議に対応すること。

また、特定最低賃金については、対象となる業界の公正取引の慣行や優秀な人材確保、適切な雇用、業界の社会的レベル向上も考慮し、大きな引き上げ額に理解し審議に対応すること。

7. 以上記載した要請内容の趣旨については、これまでと同様すべての会員企業に対して文書等で周知・徹底すること。

以 上